⑶　参加表明書の提出期間及び方法
①　提出期間　公示日から令和８年５月28日（木）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日午前10時00分から午後４時00分まで。
②　提出方法　電子入札システム、郵送（紙入札方式の届出を行った場合）
⑷　入札書の提出期限、場所及び方法
①　提出期限　令和８年７月27日（月）午後４時00分
②　提出方法　電子入札システム、郵送（紙入札方式の届出を行った場合）
⑸　開札の日時及び場所
①　開札日時　令和８年７月28日（火）午前９時30分
②　開札場所　記３⑴に同じ。
４　その他
⑴　契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
⑵　入札保証金及び契約保証金
入札保証金　免除
契約保証金　納付
⑶　契約書作成の要否　要
⑷　当該業務に直接関連する他の設計業務の契約を当該業務の契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無　無
⑸　関連情報を入手するための照会窓口は、上記３⑴に同じ。
⑹　詳細は共通説明書及び手続開始の公示（個別説明書）による。
５　Summary
⑴　Official in charge of the contract of the procuring entity : Morishima Kiyoji, Director General of Kanazawa Branch, Central Nippon Expressway Company Limited
⑵　Classification of the services to be procured : 42
⑶　Subject matter of the contract : This design shall cover the electrical, telecommunications, and mechanical facilities associated with the four-laning of the Tokai-Hokuriku Expressway between Shirakawago Interchange and Fukumitsu Interchange
⑷　Due date for the submission of application forms and relevant documents for the qualification : By 4 : 00 P.M. on Thursday, May 28, 2026
⑸　Due date for the submission of tenders by electronic bidding system : At 4 : 00 P.M. on Monday, July 27, 2026 (Tenders submitted by registered mail, At 4 : 00 P.M. on Monday, July 27, 2026)
⑹　The language used for application and inquiry shall be Japanese
⑺　Contact point for tender documentation : Contract Division, General Affairs and Corporate Strategy Department, Kanazawa Branch, Central Nippon Expressway Company Limited. 170, Higashi, Kaminomachi, Kanazawa-shi, Ishikawa-ken, 920―0365, Japan, TEL 076―240―4935

資　　格

競争参加者の資格に関する公示

中央合同庁舎第５号館改修⑳電気設備その他工事に係る特定建設工事共同企業体としての競争参加者の資格（以下「特定建設工事共同企業体としての資格」という。）を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示します。

令和８年５月14日

国土交通省大臣官房官庁営繕部長
佐藤　由美

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　13
１　工事名　中央合同庁舎第５号館改修⑳電気設備その他工事（電子入札対象案件）（電子契約対象案件）
２　工事場所　東京都千代田区霞が関１－２－２
３　工事内容　本工事は次に掲げる電気設備工事を施工する。
敷地面積　37,950㎡
建物用途　庁舎
構造・階数・建物規模　鉄骨造（一部鉄骨鉄筋コンクリート造）地上26階（地下３階）　延べ面積　100,596㎡
工事種目　電灯設備、動力設備、受変電設備、電力貯蔵設備、発電設備、拡声設備、誘導支援設備、中央監視制御設備、建築工事、機械設備工事
主な内容　受変電設備の更新及びそれに伴う建築、機械設備改修
工期　本工事は、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、余裕期間を設定した工事である。詳細は入札説明書による。
工期：工事の始期から1035日間（但し、令和８年10月１日（工事着手期限）までに工事を開始すること。）
４　申請の時期
令和８年５月14日から令和８年６月23日まで（土曜日、日曜日及び祝日（以下「休日等」という。）を除く。）なお、令和８年６月23日以降当該工事に係る開札の時まで（休日等を除く。）においても、随時、申請を受け付けるが、当該開札の時までに審査が終了せず、競争に参加できないことがある。
５　申請の方法
⑴　申請書の入手方法　「競争参加資格審査申請書（特定建設工事）」（以下「申請書」という。）は、令和８年５月14日から国土交通省大臣官房官庁営繕部管理課契約第二係（〒100―8918 東京都千代田区霞が関２－１－２中央合同庁舎第２号館13階　メールアドレス：hqt-kantyoueizen-keiyaku@gxb.mlit.go.jp）において、特定建設工事共同企業体としての資格を得ようとする者に交付する。
⑵　申請書の提出方法　申請者は、申請書に次に掲げる書類を添付し、持参または郵送（書留郵便等配達記録が残るものに限る。）、若しくは電子メールにより提出すること。提出場所は⑴に示す申請書の入手先に同じ。
①　特定建設工事共同企業体協定書（甲）（６⑸の条件を満たすものに限る。）の写し。
②　６⑵の要件を満たすことを判断できる工事の施工実績を記載した書類（様式は、当該工事の「入札公告（建設工事）」（令和８年５月14日付け支出負担行為担当官国土交通省大臣官房官庁営繕部長）に示すところにより交付する入札説明書の別記様式２を使用すること。）。
⑶　申請書等の作成に用いる言語　申請書及び添付書類は、日本語で作成すること。
６　特定建設工事共同企業体としての資格及びその審査
「競争参加者の資格に関する公示」（令和６年10月１日付け国土交通省大臣官房会計課長、国土交通省大臣官房官庁営繕部管理課長。以下「令和６年10月１日付け公示」という。）５（建設工事）の①から⑤に該当する者を構成員に含む特定建設工事共同企業体及び次に掲げる条件を満たさない特定建設工事共同企業体については、特定建設工事共同企業体としての資格がないと認定する。それ以外の特定建設工事共同企業体については、令和６年10月１日付け公示６（建設工事）の⑴に掲げる客観的事項（共通事項）の項目及び⑵に掲げる主観的事項（特別事項）の項目について総合点数を付与して特定建設工事共同企業体としての資格があると認定する。
⑴　特定建設工事共同企業体の構成　特定建設工事共同企業体の構成は、次の条件を満たす２又は３社の組合せとする。
①　国土交通省大臣官房官庁営繕部における電気設備工事に係る一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、国土交通省大臣官房官庁営繕部長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。
②　国土交通省大臣官房官庁営繕部における電気設備工事に係る一般競争参加資格の認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（経営事項評価点数）が、代表者においては1,100以上であること（①の再認定を受けた者にあっては、当該再認定の際に、経営事項評価点数が1,100以上であること。）。また、その他の構成員においては、経営事項評価点数が1,100点以上であること（①の再認定を受けた者にあっては、当該再認定の際に、経営事項評価点数が1,100点以上であること。）。
③　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（①の再認定を受けた者を除く。）でないこと。